**選挙運動用自動車の賃貸借契約をした方へ**

　公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約した事業者の方が行います。

１　選挙運動用自動車の賃貸借契約（レンタル）の公費負担について

　　１日当たり16,100円を上限に、選挙運動期間中（７日間）に選挙運動用自動車として使用した自動車の貸渡し金額を請求することができます。

　　ただし、契約をした候補者の得票が法定の一定の得票数に達せず、供託物が没収される場合には、津市に請求することができませんので、注意してください。

　　なお、請求ができるのは１日１台に限られます。

　　また、候補者と生計を一にする親族と契約をする場合には、その方が当該契約に係る業務を業として行う者（レンタカー業を営むなど）でなければ公費負担の対象とはなりませんので注意してください。

公費負担の対象となるのは、選挙運動用自動車本体のみの貸渡し金額です。

　アンプ、スピーカー、ルーフキャリア、看板等のレンタル代など、自動車本体の借入金額以外の費用は、公費負担の対象になりません。

　また、自動車本体の貸渡し金額と放送設備などの自動車本体以外の費用とを合算したパック料金の場合には、車両本体の貸渡し金額とそれ以外の費用とが明示された契約書が必要となりますので注意してください。

２　公費負担の請求に必要なもの

(１)請求書（選挙運動用自動車の使用）

　　　候補者から渡された「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」に記載された日付、金額等をよく確認の上、実際に選挙運動期間中に使用された日数分を請求してください。書類の提出は、２月１７日（火）までに津市選挙管理委員会にお願いします。(郵送可)

(２)請求内訳書（自動車借入契約）

　　　実際に要した車両本体のみの貸渡し金額と基準限度額（１日当たり16,100円）とを比較して、少ない方の金額を請求してください。

　　　また、請求者がレンタカー事業者の方の場合には、当該自動車の料金表を添付していただくようご協力をお願いします。

(３)選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、津市へ請求する際に添付してください。

　※　書類の訂正は、二重線と押印（請求者印と同一の印）により行ってください（修正液、修正テープ等による訂正はできません）。ただし、請求書及び請求内訳書の金額の訂正はできません。

３　費用の支払

　　費用については、津市から直接支払いますが、支払までに相当の日数（おおむね１ヶ月）を要しますのでご了承ください。

津市選挙管理委員会事務局　〒514-8611　津市西丸之内23番1号　℡（059）229-3236

公営28